

第4章 総合的な評価

4.1 現況把握、予測、影響の分析の結果の整理

本事業は、本市で稼働している4つのごみ焼却工場のうち、都筑工場が令和12年度頃には寿命を迎え、残る工場では処理能力が不足するため、都筑工場が稼働を停止する前までに、保土ヶ谷工場の再整備を行うことを目的としている。

再整備の計画地は、保土ヶ谷区の南部に位置し、横浜横須賀道路の西側に隣接した、保土ヶ谷工場の用地である。

また、北西側は住宅地、南西側は横浜市児童遊園地となっており、児童遊園地の西側は国道1号が南北に走っている。横浜横須賀道路の東側及び北側、児童遊園地の南側、国道1号の西側は概ね住宅地となっている。

第2章「生活環境影響調査項目の選定」に基づき選定した項目について、生活環境影響調査を行った結果を、表 4.1-1～表 4.1-2に示す。

本事業による施設の存在及び供用による周辺環境への影響は、環境配慮事項及び環境保全措置を確実に実施することによりすべての項目において回避または低減され、環境保全上の目標を満足するものとする。

以上のことから、本事業は、周辺環境との調和が保たれ、環境保全に十分に配慮した廃棄物処理施設の再整備事業であると評価する。

表 4.1-1 生活環境影響調査の結果

項目	生活環境影響調査の結果
大気質	<p><現況> 計画地及び周辺において、一般環境大気質（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀）8地点、廃棄物運搬車両及び工事用車両の走行ルートである国道1号沿道において、沿道環境大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）2地点の調査を4季に各1週間実施した結果、いずれも調査期間中に環境基準等を超える値はみられなかった。</p> <p><影響の分析> 煙突排出ガスによる大気質への付加濃度はいずれの項目（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀）も小さく、また、環境保全のための措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。さらに、全項目で環境保全目標（環境基準等）を満足することから生活環境の保全上の目標との整合が図られている。</p> <p>廃棄物運搬車両の走行による大気質への付加濃度もいずれの項目（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）も小さく、また、環境保全のための措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。さらに、全項目で環境保全目標（環境基準）を満足することから生活環境の保全上の目標との整合が図られている。</p>
騒音	<p><現況> 計画地において、一般環境騒音4地点の調査を平日1日（24時間）、廃棄物運搬車両及び工事用車両の走行ルートである国道1号沿道において、道路交通騒音2地点の調査を平日、休日に各1日（24時間）実施した結果、一般環境騒音では昼間3地点、夜間2地点で、道路交通騒音では平日昼間1地点、夜間2地点、休日昼間1地点、夜間1地点で環境基準を超過していた。</p> <p><影響の分析> 施設の稼働に伴う騒音は、低騒音型の機器を採用するとともに、建物内に設置するなどの、環境保全のための措置を実施することから、環境への影響の程度は小さく、騒音に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。また、環境保全目標（規制基準）を満足することから生活環境の保全上の目標との整合が図られている。</p> <p>廃棄物運搬車両の走行に伴い増加する騒音レベルは小さく、また、環境保全のための措置を実施することから、騒音に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。さらに、予測した2地点のうち1地点では環境保全目標（環境基準）を上回るが、現況でも環境基準を超過しており、本事業による増加は0.2デシベルであり、現況からの変化はほとんどないことから生活環境の保全上の目標との整合が図られている。</p>

表 4.1-2 生活環境影響調査の結果

項目	生活環境影響調査の結果
振動	<p><現況> 計画地において、一般環境振動4地点の調査を平日1日(24時間)、廃棄物運搬車両及び工事用車両の走行ルートである国道1号沿道において、道路交通振動2地点の調査を平日、休日に各1日(24時間)実施した結果、一般環境振動、道路交通振動ともにすべての地点で人が振動を感じ始めるとされる値(振動感覚閾値55デシベル)以下の値となっていた。</p> <p><影響の分析> 施設の稼働に伴う振動は、低振動型の機器を採用するなどの、環境保全のための措置を実施することから、環境への影響の程度は小さく、振動に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避・低減が図られている。また、環境保全目標(規制基準)を満足することから生活環境の保全上の目標との整合が図られている。</p> <p>廃棄物運搬車両の走行に伴い増加する振動レベルは小さく、また、環境保全のための措置を実施することから、振動に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避・低減が図られている。さらに、環境保全目標(要請限度)を満足することから生活環境の保全上の目標との整合が図られている。</p>
悪臭	<p><現況> 計画地において、特定悪臭物質濃度及び臭気指数2地点(風上、風下)の調査を実施した結果、いずれの地点もすべての項目で定量下限値未満であった。</p> <p><影響の分析> 煙突排ガスの排出に伴う悪臭は、高温焼却による熱分解を行うなどの、環境保全のための措置を実施することから、環境への影響の程度は小さく、悪臭に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避・低減が図られている。さらに環境保全目標(規制基準)を満足することから生活環境の保全上の目標との整合が図られている。</p> <p>施設から漏洩する悪臭は、建築物の密閉化、エアカーテン等の設置により臭気の漏洩を防止するなどの、環境保全のための措置を実施することから、環境への影響の程度は小さく、悪臭に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避・低減が図られている。また、環境保全目標(規制基準)を満足することから生活環境の保全上の目標との整合が図られている。</p>

4.2 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容

施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容は、表 4.2-1に示すとおりである。

表 4.2-1 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容

項目	内容
大気質	<ul style="list-style-type: none">・法令等に比べて厳しい基準値を設定し、最新の技術を採用した設備の導入と運転管理によって基準値を順守することにより、大気汚染物質の排出による環境への負荷の低減を図る。
騒音	<ul style="list-style-type: none">・設備機器は低騒音型の機器を採用するとともに、建物内に設置する。・騒音発生機器の設置場所は、必要に応じて内壁に吸音材を施工する等の対策を講じる。
振動	<ul style="list-style-type: none">・設備機器は低振動型の機器を採用する。・振動発生機器は、振動の伝播を防止するため独立基礎や防振装置を設ける等の対策を講じる。
悪臭	<ul style="list-style-type: none">・高温焼却による熱分解を行うほか、法令等に基づく排出濃度を遵守する。・建築物の密閉化、エアカーテン等の設置により臭気の漏洩を防止する。・ごみピットや投入ステージ内は、常に負圧に保ち、臭気の外部への漏洩を防ぐとともに、吸引空気は、燃焼用空気に使用し臭気を高温で分解する。・休炉時対応に脱臭装置を設置する。

4.3 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容

維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容は、表 4.3-1に示すとおりである。

表 4.3-1 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容

項目	内容
大気質	<ul style="list-style-type: none">・排出ガスの常時監視、法規制に基づく定期的な測定を実施し、適正な管理を行う。・ダイオキシン類対策として、燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により安定燃焼の確保に努め、定期的な調査を実施して適正に管理する。
騒音	—
振動	—
悪臭	<ul style="list-style-type: none">・休炉時対応に脱臭装置を設置する。